

## 点 検 実 施 計 画 書

## 1 点検体制

点検実施にあたり、当事業所の従業員の中からあらかじめ、正、副等の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。

点検実施者（正）（ 氏 名 \_\_\_\_\_ ）

点検実施者（副）（ 氏 名 ×× ×× \_\_\_\_\_ ）

その他の実施者（ 氏 名 \_\_\_\_\_ ）

## 2 在庫管理の対象設備

製造所等における点検管理の対象設備を下記に記載する。

## ( 1 ) 地下タンク

タンクNo	油 種 名	容 量	構 造
1	ガソリン	20 KL	一重殻・ <del>二重殻</del>
2	軽油	20 KL	一重殻・ <del>二重殻</del>
3	灯油	20 KL	一重殻・ <del>二重殻</del>
4	廃油	5 KL	一重殻・ <del>二重殻</del>
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻

## ( 1 ) 漏えい検査管

No.1 ~ No. ( \_\_\_\_\_ ) 合計本数 : ( \_\_\_\_\_ ) 本

## 3 点検者への教育体制

管理責任者は点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対 象 者	実 施 時 期	内 容
点検実施者	( <u>1</u> ) 回 / 年 対象者が交代した場合は、随時	( 1 ) 点検義務等に関する基本的事項 ア 点検実施計画書の意義・目的の理解 イ 点検管理に関する消防法の理解 ウ 点検管理の対象となる設備の理解 ( 2 ) タンク内残量の点検方法及び記入方法 ( 3 ) 漏えい検査管による点検方法及び記入方法 ( 4 ) 異常時の対応 ア 異常の判断基準の理解 イ 異常時対応手順の理解

#### 4 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または取扱数量の1/100以上の精度で危険物の量を計測し、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検査管点検方法

ア 専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。

イ 漏えい検査管の先端に達する金属製巻尺または棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。

(3) 危険物の量の計測方法

ア 危険物の量の計測方法は、それぞれ下記のいずれかの測定機器・器具を用いて行う。(印をつける)

(ア) 遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と別に設置された液面表示装置が有線等で遠隔通信されているもの。

(イ) タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、危険物の量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

(ウ) 検尺棒

A 検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。(例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。)

B タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。(なお、検尺棒の液面付近に、油に反応(変色)する薬剤を塗布して計測すると、より読み取りやすく、正確に計測できるものである。)

C ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、危険物の量の計測は行わない。

D 危険物の量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取る事とするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。(例：10KLタンクで、5100L、5200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。)

イ 漏えい検査管による確認及び危険物の量の測定は、別紙に記入すること。

## 5 異常の判断

### (1) 危険物量の計測時の異常

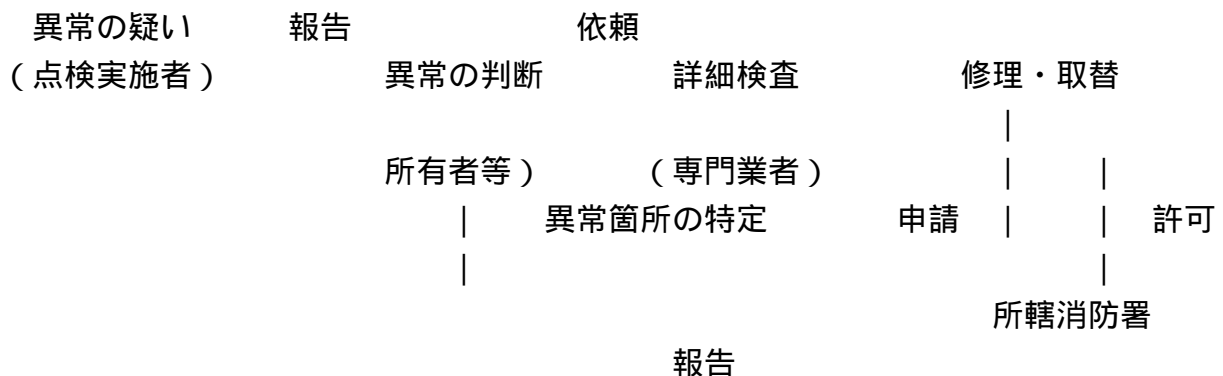
週1回以上実施する危険物の量の計測において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。(異常の判断については、16年3月18日付け消防危第33号消防庁通知中別添2, 2(2)「在庫管理の制度」により確認を行うこと)

### (2) 漏えい検査管点検時の異常

ア 挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

イ 漏えい検査管から著しい油臭がする、または、挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常とする。

## 6 異常時の対応



(1) 点検実施者は、上記5に記されている異常が疑われた場合は、速やかに所有者等に報告する。

(2) 所有者等は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防署に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。

(3) 専門業者は異常箇所の特定を行い、所有者等へ報告する。

(4) 所有者等は消防署と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。

月日	検査管の 点検 注1	使用前の 危険物量	受入量	流量計等 による使用量	計 算 在庫量	業務終了後 の危険物量	本日の増 減	使用量累 計	増減量の 累計	累 計 増減率 注2
		A	B	C	D = A + B - C	E	F = E - D	G = 前回 G + C	H = 前回 H + F	I = (H ÷ G)%
1 ( )										
2 ( )										
3 ( )										
4 ( )										
5 ( )										
6 ( )										
7 ( )										
8 ( )										
9 ( )										
10 ( )										
11 ( )										
12 ( )										
13 ( )										
14 ( )										
15 ( )										
16 ( )										
17 ( )										
18 ( )										
19 ( )										
20 ( )										
21 ( )										
22 ( )										
23 ( )										
24 ( )										
25 ( )										
26 ( )										
27 ( )										
28 ( )										
29 ( )										
30 ( )										
31 ( )										

注1、 漏えい検査管の点検は1週間に1回以上の点検を行い、 正常、×異常と表示する。

注2、 1週間に1回累計増減率の計算を行う場合は、毎週決まった曜日に行う。